

『水道料金が改定されます』

平均 二九、五%

市民の皆様には、日本一安い料金で水を供給してまいりましたが、現行の料金では大変苦しい状態になっております。

第一に、創設以来数十年を経過した水道施設が老朽化し、配水にも支障をきたしています。この施設を近代的な設備に生れ変らせるためには、料金の改定が必要となります。

第二に、年々整備統合事業が進み、着実にその成果が上がつてきている簡易水道も、今後計画している事業を実施してゆくためには新たな収入の増益をはからなければなりません。

これらのために、今回水道料金を平均二九、五%の値上げをさせていただきます。なお、加入負担金も十一月一日申し込みから改定されます。

☆新料金は11月分集金からです☆

(1)給水料金 (2カ月につき)

区 分	基本水量 (m ³)	基本料金		超 過 料 金 (1m ³ につき)		改 平 定 率 均
		現行	改定	現行	改定	
家 事 用	20	400円	480円	25円	30円	
営業、工業用	20	400円	520円	30円	45円	29.5%
浴場、営業用	400	4,000円	4,800円	12円	15円	
官 公 署 学校病院用	20	400円	500円	25円	40円	
臨 時 用	20	400円	500円	25円	30円	

(2)メーター使用料金 (2カ月につき)

区分 \ 口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
現行使用料金	140円	260円	280円	520円	2,800円	3,600円	4,800円
改定使用料金	150円	280円	300円	560円	3,200円	4,200円	5,400円



ドラム缶 1本200ℓ
1 m³=ドラム缶
5本分

福祉事務所からお知らせ

(1) 障害者医療費助成金受給者証更新のお知らせ

在宅重度心身障害者に交付されております受給者証の有効期間は十月末日までとなっております。

十一月一日からは、新しい受給者証に切りかわりますので、保険証と印鑑を持参のうえ、市福祉事務所で更新の手続きを行って下さい。

(2) 特別児童扶養手当の支給額が改正されました

これまで、重度障害児一人につき、三万六千円が三万七千七百円に中度障害児一人につき、二万四千円が二万五千五百円に、それぞれ引き上げられ、昭和五十七年九月分から適用されています。

◎特別児童扶養手当は、在宅障害児(満二十歳まで)の父、または母が、その障害児を監護するとき手当の支給が受けられます。

(3) 福祉手当の支給額が改正されました

これまで、重度障害者一人につき、月額一万円が一万五千五百円に引き上げられ、昭和五十七年九月分から適用されています。

◎福祉手当は、日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障害者に支給される手当です。

(4) 児童扶養手当の支給額が改正されました

これまで、児童一人の場合、月額三万一千二百円が三万二千七百円に、児童二人の場合、月額三万六千二百円が三万七千七百円に引き上げられ、昭和五十七年九月分から適用されています。

◎児童扶養手当は、次の各項のいづれかに該当する十八歳未満の児童を監護する母、もしくは母以外の養育者に支給されます。

(一)父母が婚姻を解消した児童
(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものは除く)

(二)父が死亡した児童

(三)父が年金受給者以外

(四)父が障害の状態にある児童

(五)父が引き続き一年以上遺棄している児童

(六)父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

(七)母が婚姻によらないで懐胎した児童(婚姻関係にある者は除く)

現に支給を受けている方でも、前事項に該当しなくなった時は、すみやかに届出をして下さい。

届出をしないで手当を受けていますと、あとで返還してもらうことになります。